

附録1

学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化に関するQ & A

【津波対策関係】

- Q1 学校施設の津波対策は、どのように進めればよいですか？
－立地状況の把握と津波に対する安全対策の選定－
- Q2 高台に早く、安全に逃げられるようにするために、どのような整備を行う必要がありますか？
－安全な高台等と避難路の整備－
- Q3 屋上への避難を考える場合は、どのような整備を行う必要がありますか？
－安全な屋上や上層階と避難路の整備－

【避難所としての防災機能の強化関係】

- Q4 避難所となったときに備え、どのような対応を行う必要がありますか？
－避難所となる学校における施設設備の整備等の全体像－
- Q5 避難所としての学校施設の整備はどのように進めたらよいですか？
－避難所としての防災機能とその整備方法－
- Q6 避難所としての学校施設利用計画は、どのように作成したらよいですか？
－学校施設利用計画の作成に当たっての留意点－

Q1 学校施設の津波対策は、どのように進めればよいですか？

- 立地状況の把握と津波に対する安全対策の選定 -

A1 まずは、学校の立地状況に関する正確な実態把握を行い、その上で、周辺の高台等への避難、校舎等の屋上等への避難、高台への移転などの安全対策を検討し、実施することが重要です。

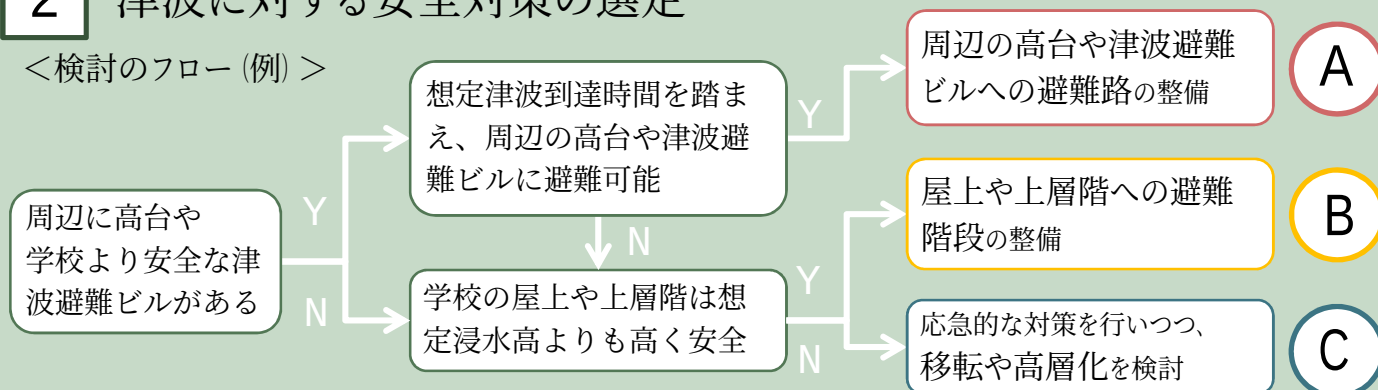
1 立地状況の把握

＊学校の立地状況の実態把握としては、以下のような項目があります。

- ― 敷地の標高、海岸からの距離、河岸からの距離（津波は河川を遡上する性質がある）
- ― 学校周辺の緊急避難場所となる高台や裏山、高層建築物の有無、そこに至る避難路の状況、傾斜地や擁壁の有無
- ― 歴史的な津波の到達域
- ― 都道府県が設定した浸水想定区域や想定浸水高、想定津波到達時間
- ― 海岸や河岸の整備状況

2 津波に対する安全対策の選定

< 検討のフロー（例） >

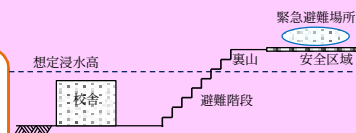


< 津波に対する安全対策のイメージ >



A 周辺の高台や津波避難ビルへの避難路の整備

＊十分な時間的余裕を持って安全な高台や津波避難ビルへの避難が可能な場合は、高台や津波避難ビルへの避難路の整備を行うことが重要です。



(徳島県美波町立日和佐小学校)

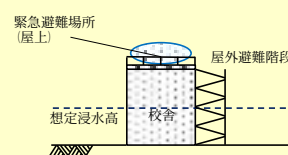
日和佐港から約500mの位置にあり、南海トラフ巨大地震により5-10mの浸水が想定されている小学校である。

学校の裏の高台(裏山に避難することとし、標高30mの広場までの階段を整備している。

➡ 設計の考え方の詳細は、Q2を参照

B 校舎等の屋上や上層階への避難階段の整備

＊周辺に安全に避難可能な高台等がなく、校舎の屋上や上層階において津波に対する十分な安全性が確保できると考えられる場合は、屋上や上層階への避難路や避難階段の整備を行うことが重要です。



(高知県四万十市立竹島小学校)

四万十川河口付近の、河岸から約600mの位置にあり、校舎は南海トラフ巨大地震による1-2mの浸水が想定されている。

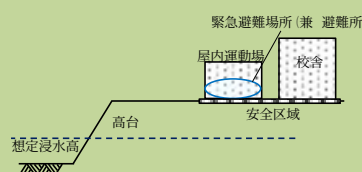
避難可能な高台が離れており、かつそこまでの避難経路も電柱等があり危険であること、また、標高15mの屋上でも安全性が確保できると判断したことから、屋上への屋外避難階段を整備している。

➡ 設計の考え方の詳細は、Q3を参照

C 高台への移転、高層化

＊高台等への避難路や屋上等への避難階段の整備を行っても、津波への安全性が確保できない場合には、学校施設の安全な場所への移転や学校施設自体の高層化を検討することが重要です。

＊高台への移転の場合は、通学距離や学校と地域との関係を十分考慮し、地域住民等との合意形成を図ることが重要です。



完成予想図



(大船渡市教育委員会提供)

(岩手県大船渡市立赤崎小学校)

東日本大震災により、大船渡湾から約160m、標高3mの位置にあった旧校舎の2階部分の床上3mまで浸水した。

この教訓から、今後同様の津波が襲来しても被害を受けないよう、旧校舎に近接した標高28mの高台に移転整備を計画している。

文部科学省の主な支援制度(高台移転・高層化関係)

➡ 詳細は参考資料を参照

公立学校施設整備事業(改築)・・・構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の高台移転、又は高層化

公立学校施設整備事業(新增築)・・・教室不足等により新たに整備する建物の高層化

※上記のほか、地方財政措置(緊急防災・減災事業(消防庁事業))により、高台移転等の整備も可能

Q2 高台に早く、安全に逃げられるようにするために、どのような整備を行う必要がありますか？ -安全な高台等と避難路の整備-

A2 児童生徒等や教職員の周辺の高台や津波避難ビルへの避難のためには、高台等自体が安全であること、車いすの利用者なども円滑かつ迅速に避難可能な避難経路とすることが重要です。また、地震による停電や、避難後の救助までの待機のことも考えてソーラーライトや備蓄倉庫等を整備することも重要です。

1 高台等自体の安全性

＊津波浸水想定区域外にあり、地震や大雨等により崩壊する危険性の低い安全な場所を緊急避難場所として指定することが重要です。

＊避難想定人数が十分収容できる面積の集合場所を確保することが重要です。



学校の裏の高台の広場



学年ごとの集合場所を記したブロック



学校の裏の高台への避難経路

(徳島県美波町立日和佐小学校)
学校の裏の高台への避難階段を設置している。

避難階段の先にある高台に、児童が余裕を持って待機することができる広場を整備している。

広場には、避難時にも円滑に集合できるよう、学年ごとの集合すべき場所を記したブロックを置いている。

2 高台等への避難経路の短縮

＊敷地周囲の道路と校舎の敷地の間に高低差がある場合に、避難時間を短縮するため、敷地周囲の道路に校舎の上層階から直接出る経路を整備しておくことが有効です。

＊地域住民が児童生徒等や教職員と同一の緊急避難場所に避難する場合に、敷地境界のフェンスの一部に門を設けることにより、地域住民の避難経路を短縮することも有効です。



校舎2階と市道をつなぐ屋外非常用通路 (上野淳委員提供)



児童の避難経路

(岩手県大船渡市立越喜来小学校)
東日本大震災による津波被害を受けたが、校舎2階から崖上の市道に直接出られる津波避難用の非常用通路を用いて避難し、児童及び教職員は全員無事であった。

当該通路は、迂回せずに避難できるように、震災3か月前の平成22年12月に設置されたものであった。

3 高台等へ円滑かつ迅速に避難できる経路

- ＊高台等への避難路の幅員や勾配は、児童生徒等の人数、年齢、体格を踏まえ決定することが重要です。なお、車いすの利用者の避難も踏まえ、スロープを採用することも望めます。
- ＊地震の影響で停電した場合を想定し、避難路にソーラーライトなどを設置することが望めます。
- ＊地震の影響で通行不能となる避難路が発生した場合にも対応できるよう、複数の避難経路を確保することが望めます。



学校の裏山までの避難路（左側は階段、右側はスロープ）

（高知県黒潮町立南郷小学校）

海岸から700mの位置にあり、南海トラフ巨大地震により5-10mの浸水が予測されている。

学校から海拔36.5mの集合場所までの避難経路は、児童が走って登れるよう、また、車いすの利用者でも周囲の助けを得て避難できるよう、地形に沿って、勾配約20%のスロープと勾配約28%の緩い階段を組み合わせで整備している。（勾配が急なスロープは登りにくいため、一部を階段としている。）

4 救助までの間を高台等で過ごすために必要な機能

- ＊高台等に避難した後も、津波災害により孤立する可能性があります。そのため、高台等に食料、飲料水、トイレ、毛布等を備蓄しておくことが重要です。
- ＊高台等で救助を求めるため、容易に持ち出しが可能で、電池で作動する移動系の無線機器を整備することが重要です。



東屋と備蓄倉庫、ソーラーライト

（徳島県美波町立日和佐小学校）

津波により孤立した場合にも、救助されるまで持ちこたえられるよう、高台に備蓄倉庫を設置するとともに、停電時でも利用可能なソーラーライトを設置している。

なお、高台は行き止まりにならないようにするとともに、東屋を整備し、普段は散歩コースとして地域住民に利用してもらうことで、避難路の不具合が発見されやすくしている。

幼稚園、特別支援学校における留意点

- （幼稚園）幼児の年齢や体格を考慮し、避難階段は、小学校の階段よりもさらに登りやすいようにすることが重要です。
- また、中学校や高校など、近隣の学校と連携し、幼児の円滑な避難に協力してもらうことも考えられます。
- （特別支援学校）非常時の避難誘導を想定した総合的なバリアフリー対策を講じるとともに、できるだけシンプルかつ明確な避難動線とすることが重要です。

文部科学省の主な支援制度（高台等への避難関係）

➡ 詳細は参考資料を参照

公立学校施設整備事業（防災機能強化事業）・・・避難路、非常用通路等

※上記のほか、都市防災総合推進事業（国土交通省事業）、地方財政措置（緊急防災・減災事業（消防庁事業））により、避難路（学校敷地外）、防災無線、備蓄倉庫等の整備も可能

Q3 屋上への避難を考える場合は、どのような整備を行う必要がありますか？

-安全な屋上や上層階と避難路の整備-

A3 津波に対する建物や屋上の安全性を確保することや、屋上に迅速に避難できるよう、夜間・休日を含めた屋上への進入方法や、円滑かつ迅速に避難できる経路を確保することが重要です。また、避難後の救助までの待機のことも考え、備蓄物資を浸水しない場所に保管することも重要です。

1 建物や屋上の安全性

＊建物の耐震性や津波に対する強度が確保されていることが重要です。

＊校舎等の屋上には、落下防止用の手すりを設けることが重要です。

(愛知県名古屋市の取組)

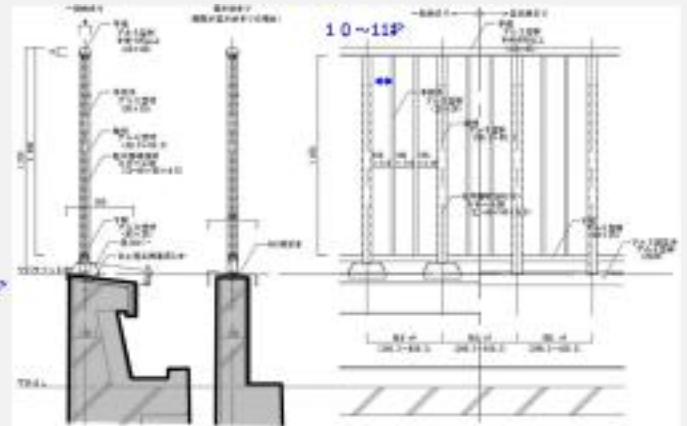
市内の20校において、平成24～25年度にかけ、校舎屋上への避難を可能とするための整備を実施している。

多数の学校で対策を行うことから、事前調査や標準仕様の策定などにより設計を迅速化。

屋上からの落下防止のため、置き基礎の上に高さ120cmの柵を設置し、手すりの間隔は、落下防止対策のため10-11cmとしている。



整備された屋上 (名古屋市教育委員会提供)



手すりの標準仕様 (名古屋市教育委員会提供)

2 教職員がいない時間帯における避難を考慮した施設整備

＊教職員がいない時間帯における地震の発生も想定し、屋上等への経路は屋外避難階段とすることが望まれます。

＊屋上等への屋外避難階段を常時開放することは難しいため、避難階段の入口に集合住宅のバルコニー等に使用される隔て板を設置し、緊急時には破壊して避難する方法なども考えられます。
なお、鍵付きのドアを設置する場合は、周辺の町内会などに鍵の管理を依頼することが重要です。



緊急時には蹴破って
進入可能なドア



2階から直接屋外階段に
避難可能

(高知県四万十市立竹島小学校)

普段は防犯上の観点から、屋上に自由に進入できないようにしつつ、緊急時は蹴破って屋外避難階段に進入できるよう、避難階段入口のドアを、集合住宅のバルコニーの仕切りに使われる隔て板と同じ素材としている。

3 屋上等に円滑かつ迅速に避難できる経路

＊避難階段の整備を行う場合は、耐震性を確保するとともに、児童生徒等の人数、年齢、体格を踏まえ、避難階段の幅員や段差等を決定することが重要です。

＊児童生徒の避難の際にいったん地上に下りなくて済むよう、各階から直接避難階段にアクセスできるようすることが有効です。

＊地震で停電する可能性も考慮し、避難階段にソーラーライト等を整備することが重要です。

＊地域住民の避難経路の短縮のため、敷地境界のフェンスに門を設けることも有効です。



ソーラーライト



けあげ16cmの屋外避難階段



敷地境界フェンスに設置した門

(高知県四万十市立竹島小学校)
屋外避難階段のけあげは小学校の基準と同様16cmとし、足下を照らすソーラーライトを設置している。
また、隣接する保育所の避難経路の短縮のため、敷地境界のフェンスに門を設置している。

4 救助までの間を屋上等で過ごすために必要な機能

＊屋上や上層階に避難した後も、津波災害により孤立する可能性があります。そのため、浸水しない場所に飲食料やライト等の備蓄をしておくことが重要です。

＊高台等で救助を求めるため、容易に持ち出しが可能で、電池で作動する移動系の無線機器を整備することも有効です。



屋上の備蓄倉庫
(竹島小学校)



受水槽に蛇口を設置(名古屋市)
(名古屋市教育委員会提供)

(高知県四万十市立竹島小学校)
津波により孤立した場合に備え、屋上に備蓄倉庫を設置している。

(愛知県名古屋市)
屋上の受水槽から取水できるよう蛇口を設置するとともに、屋上にもソーラーライトを設置している。

幼稚園、特別支援学校における留意点

(幼稚園) 幼児の年齢や体格を考慮し、避難階段は、小学校の階段よりもさらに登りやすいようにすることが重要です。
また、中学校や高校など、近隣の学校と連携し、幼児の円滑な避難に協力してもらうことも考えられます。

(特別支援学校) 非常時の避難誘導を想定した総合的なバリアフリー対策を講じるとともに、できるだけシンプルかつ明確な避難動線とすることが重要です。

文部科学省の主な支援制度(屋上等への避難関係)

➡ 詳細は参考資料を参照

公立学校施設整備事業(防災機能強化事業)・・・落下防止用手すり、屋外避難階段、備蓄倉庫等

※上記のほか、地方財政措置(緊急防災・減災事業(消防庁事業))により、防災無線、備蓄倉庫等の整備も可能

Q4 避難所となったときに備え、どのような対応を行う必要がありますか？

ー避難所となる学校における施設設備の整備等の全体像ー

A4 災害発生から避難所解消までのプロセスを踏まえ、避難所として必要な機能を確保するとともに、学校施設利用計画を策定しておくことが重要です。

また、学校施設の地域における役割を意識した施設整備や、学校施設を活用した防災教育・防災訓練により地域防災力の向上を図ることが重要です。

災害発生から避難所の解消までのプロセス（4つの段階（フェーズ））

救命避難期（発災～避難直後）

＊災害が発生した直後から児童生徒や教職員、地域住民が一時的に災害から難を逃れるための緊急避難場所に避難するまでのフェーズです。
このフェーズでは、災害により停電になっても、災害に対する初期情報を確実に入手して、円滑な避難行動を取るための対策が求められます。

発災、避難

避難所利用
開始

生命確保期（避難直後～数日程度）

＊児童生徒等、教職員、地域住民が避難してきてから救援物資が届き始めるまで、又は高台や屋上等から救助されるまでのフェーズです。
このフェーズでは、必要最低限の避難生活を確保するための食料など物資の備蓄やトイレの対策、情報入手や救援要請のための情報通信設備などの対策が求められます。

救援物資
到着開始

インフラ
復旧

生活確保期（数日程度～数週間程度）

＊救援物資が届き始めてから、教育活動を再開するまでのフェーズであり、漸次インフラが復旧することが想定されます。
このフェーズでは、避難活動に必要な最低限の機能に加え、居住スペースにおけるプライバシーの確保や畳スペースの確保など、より良好な避難生活を送るための対策が求められます。

教育活動
再開

避難所利用
終了

教育活動再開期（数週間程度～数か月間程度）

＊教育活動を再開してから、避難所が閉鎖されるまでのフェーズです。
このフェーズでは、避難所機能が継続する中で、教育活動を円滑に行うために避難所と教育活動のゾーンや動線を分ける工夫などを行うことが重要です。

＊ここに示した期間は、東日本大震災で避難所となった学校施設の状況の一例を示したものです。

1 避難所となる学校施設に必要な機能の整備

＊地域や学校の実態等を勘案しつつ、施設・設備などのハード面における対策と備蓄の内容などソフトの対策を組み合わせ、必要な機能の整備を実施することが重要です。

➡ 詳細はQ5を参照

2 学校施設利用計画の策定

＊避難所となる学校施設に避難してきた地域住民の円滑な誘導や学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するかを定めた学校施設利用計画を策定することが重要です。

➡ 詳細はQ6を参照

3 学校施設の地域における役割を意識した施設整備

＜地域コミュニティの拠点としての施設整備＞

＊地域の様々なニーズに対応する学校施設の整備を進めていくことは、地域コミュニティの強化につながり、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備が重要です。（例：図書館や公民館との複合化、地域開放）

＊施設の集約化は様々な機能を集約するメリットがある一方で、防災機能を一か所に集約させた場合、当該施設が被災した場合には地域の防災機能が失われることや、施設への避難距離が長くなる可能性があること等についても考慮し、地域の状況に応じ、機能を分散して整備することを検討することが重要です。

＜他の公共施設との間における機能の分担＞

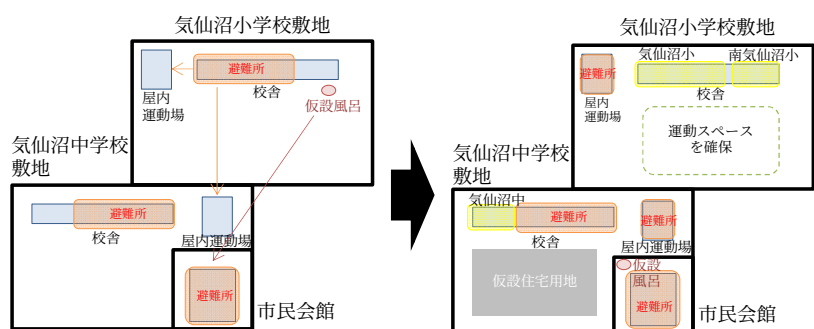
＊他の公共施設との間で、避難所としての防災機能の分担を行うことは有効です。
（例：備蓄の分散、施設に応じた要配慮者対応、校庭の利用等）

（宮城県気仙沼市における対応）

隣接する小学校、中学校、市民会館が避難者の居住スペースとして利用されたが、校舎を使って学校教育活動を再開させるため、居住スペースを小学校校舎から小・中学校の屋内運動場に移転するなどの対策を講じた。



3施設周辺の震災後の空中写真(国土地理院提供)



教育活動を再開した4月21日前後の避難所等としての施設の利用状況

4 関係者を巻き込んだ施設整備、防災教育等への活用

＊地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ、避難所としての防災機能を備えた学校施設の整備を進めることが望まれます。

＊整備した施設・設備を防災教育における実物大の教材として活用することが重要です。

＊実際に使用する地域住民を主体とした避難所運営訓練や炊き出し訓練などを継続的に行い、学校施設利用計画や学校施設の避難所としての防災機能を確認しておくことが有効です。



地域住民と生徒による避難所運営訓練
（宮城県南三陸町立歌津中学校）
（南三陸町教育委員会提供）

Q5 避難所としての学校施設の整備はどのように進めたらよいですか？

— 避難所としての防災機能とその整備方法 —

A5 想定される避難者数や起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮して、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間でお互いの役割を明確にしながら、避難所となる学校施設の安全性や必要な機能の確保、運営方法、学校教育活動の早期再開を踏まえて進めていくことが重要です。

1 避難所となる学校施設に必要な機能

	社会的状況	避難所の状況	必要と考えられる機能		
			学校施設の基本的性能	避難所として必要となる機能(非常用)	避難所として必要なスペース
救命避難期 (↓避難直後)	災害の発生 ライフライン・ 情報通信の途絶	地域住民の 学校への避難	耐震性 (非構造部材の耐震対策を含む) ・耐火性 バリアフリー・断熱性	情報通信 電源・ガス・トイレ 食料・飲料 等の備蓄	居住スペース・運営スペース 障害のある児童生徒・高齢者・妊産婦・ 感染症患者等の専用スペース 炊き出しスペース・着替えスペース 救援物資保管スペース
生命確保期 (↓数日程度)	救援物資 の到着	避難所の開設・ 市町村による 避難所運営			
生活確保期 (↓数週間程度)		自治組織による運営 への移行、ボラン ティア活動の開始			
教育活動再開期 (↓数か月程度)	ライフライン・情 報通信の漸次復旧	教育活動の再開 (教育活動と避難所 機能の同居) 避難所の解消・正 常化			

耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性

＊学校施設としての基本性能である、非構造部材を含めた耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性を向上させることは、避難所としての防災機能を強化するためにも重要です。

情報通信

＊救命避難期には、災害情報の入手と校内への伝達ができるよう、防災行政無線の受信設備、停電に対応した校内放送、拡声器を整備しておくことが重要です。

＊役場等との連絡のため、相互通信可能な無線設備等を整備しておくことが重要です。

備蓄倉庫

＊想定される避難者数に応じた備蓄を、災害に対し安全な場所に確保しておくことが重要です。

電気・ガス

＊照明やその他の機器の電源の確保のために、可搬式の発電機等を備蓄しておくことが重要です。また、自立運転可能な太陽光発電機を整備しておくことも望まれます。

＊普段使用している熱源が使えなくなることを想定し、炊き出しなどに必要な熱源をLPガスやカセットコンロなどにより確保しておくことが重要です。

トイレ

＊断水なども想定し、マンホールトイレや簡易トイレなど複数の対策を組み合わせ、必要なトイレの数を確保することが重要です。

＊プールの水を、配管やポンプによりトイレやマンホールトイレに流せるようにしておくことも有効です。

2 改築した学校施設における整備事例 (東京都江戸川区立松江小学校)

松江小学校は、荒川の氾濫等による水害のおそれのある地域に立地している。そのため、改築に当たり、災害時に地域住民が逃げ込める緊急避難場所・避難所として位置づけ、必要な機能を以下のとおり整備している。また、再生可能エネルギーを活用したエコスクールとしての機能も備えている。

- ①避難所となる屋内運動場及び備蓄倉庫を水害のおそれがない2階に設置
- ②地域住民が2階に迅速に避難可能な屋外階段の設置 (2か所)
- ③屋内運動場の照明の一部を調光機能付きとし、夜間に適切な照度に設定可能
- ④屋内運動場に発電機の取付口を設置し、停電時でも照明等を確保
- ⑤自立運転可能な太陽光発電設備と蓄電池を整備し、屋内運動場の照明等に利用可能
- ⑥大型の貯水槽 (10t) の設置により、3,000人分の飲料水を確保
- ⑦マンホールトイレを5基設置
- ⑧屋上プールの水を利用したトイレやマンホールトイレの洗浄水の確保
- ⑨災害用PHSを職員室に配置
- ⑩特設公衆電話取付端子 (5台分) を昇降口付近に設置



①②2階の屋内運動場と屋外階段 (江戸川区提供)



⑤自立運転可能な太陽光発電設備



⑥大型の貯水槽

3 既存の学校施設における整備事例 (新潟県長岡市の取組)

新潟県中越地震の際の経験を踏まえ、全ての既存市立学校 (85校) を対象に、計約1億円をかけて以下の避難所対応工事を実施している。

- ①屋内運動場に車いすで出入りできるようスロープを設置
- ②屋内運動場のトイレの和式便器を洋式便器に取替え
- ③屋内運動場に電話配線及びテレビ配線を設置
- ④断水時にも受水槽から水を出せるよう、受水槽に蛇口を設置
- ⑤LPガスから都市ガスへの変換器のための接続口をガス管に設置



①スロープの設置



②屋内運動場トイレの洋式化



③屋内運動場への電話配線の設置



④受水槽への蛇口の設置



⑤ガス変換器の接続口

(写真は全て長岡市教育委員会提供)

特別支援学校における留意点

- *災害からの避難のためにも、より一層のバリアフリー化を進めておくことが重要です。
- *バリアフリー化の状況や職員の配置などを評価され、高齢者や障害者などが避難する福祉避難所となることもあります。
- *多機能トイレや、停電時でも医療用機器が利用できる非常用電源などを確保しておくことが重要です。

文部科学省の主な支援制度 (避難所関係)

➡ 詳細は参考資料を参照

公立学校施設整備事業 (防災機能強化事業) …耐震性貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、マンホールトイレ等
 ※上記のほか、都市防災総合推進事業 (国土交通省事業)、地方財政措置 (緊急防災・減災事業 (消防庁事業)) により、避難所や緊急避難場所において防災機能を強化するための施設の整備も可能

一学校施設利用計画の作成に当たっての留意点一

必要となるスペースを配置する際は、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定するとともに、教育活動の見据えて開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分することが重要です。

- ＊避難者の居住スペースは、避難者一人当たりの必要な広さ（おおむね2～3㎡程度）と通路を確保できるように計画し、各室の収容可能人数を把握しておくことが望めます。
- ＊要配慮者の専用スペースを確保することが重要です。当該スペースは、多機能トイレからの位置が近く、寒さ・暑さの対策が取りやすい場所に配置することが望めます。
- ＊感染症患者の専用スペースは、一般の避難者の居住スペースとは離れた場所に計画することが望めます。

- ＊校長室や職員室等のように、情報管理等の観点から避難者に開放すべきでないスペースもあることから、一般開放しないスペースを定めておくことが重要です。
- ＊避難者の居住スペースとしていったん開放した居室を変更することには負担が伴う場合が多いことから、避難者の人数に応じてスペースを段階的に開放することが重要です。
- ＊避難生活と教育活動が同居する場合を想定し、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、両者の動線が交錯しないようにしておくことが重要です。

- ＊東日本大震災により、屋内運動場の天井化粧板が落下したため、校舎の教室等を避難所として使用した。
- ＊電気の復旧後は、太陽熱集熱装置を使い、室温を一定に保つことができた。
- ＊インフルエンザ患者を確認したため、感染症患者用の専用スペースと専用トイレを設けて対応した。
- ＊教室を利用していた避難者は、発災40日目に武道場や隣接する小学校等に移動した。

洗濯場
貯輪場

屋内運動場
落下物があり、使用不可

自衛隊、飲み水配布場

物資保管室

技術室

物資配布場所

活動室

美術室

仮設トイレ

相談室

相談室

救急患者対応室

高齢者介護室

調理場

調理室

被服室

活動室図書室

多目的教室

男女トイレ

感染症患者用トイレ

理科教室 1

理科教室 2

2-1 2-2 2-3 学習室

テント設置場所

洗面場 プール

2階を洗濯干し場
屋内運動場

専用スペース
感染症患者用スペース
屋外専用スペース

校長室

図書室

視聴覚室

コンピュータ室

生徒会室

救護スペース

打合せスペース
西階段

本部
職員室

音楽室

図書室

西のテラス

東のテラス

3-1 3-2 3-3 数学教室 英語教室 1-1 1-2 1-3

(山元町教育委員会資料を基に作成)

3 避難所としての学校施設利用計画の例

